

やむを得ない事由により常時従事者である構成員
に該当しないこととなった旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号) 附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)

附則第28条(第5項
第6項)の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

記載方法等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則28条第5項又は同条第6項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

- 1 本文中の「附則第28条 $\left[\begin{array}{c} \text{第5項} \\ \text{第6項} \end{array} \right]$ 」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第6項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第5項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。